

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第4項第1号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第35条の4第3項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示処分等に関する規程」を参照
問 合 せ 先：事務所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185
備 考：

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示処分等に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の10、第31条の11第2項、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、映像送信型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、飲食店営業を営む者及び接客業務受託営業を営む者（以下これらを「営業者」という。）に指示処分を行う場合又は映像送信型性風俗特殊営業を営む者に措置命令を行う場合における基準、手続及び内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をすることとをいう。

2 この規程において「措置命令」とは、法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを命ずることをいう。

(指示処分)

第3条 指示処分は、法令違反行為（法令（法に基づく条例を含む。）の規定に違反する行為（法に基づく処分、法第3条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件並びに法第28条第1項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）及び第2項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）をいう。以下同じ。）が行わ

れた場合で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、行うものとする。

- 2 2以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令違反行為について、指示処分を行い、又は営業の停止を命ずる場合で、当該法令違反行為の態様、組織性等に鑑み、同様の法令違反行為が他の営業所においても行われる蓋然性が認められ、これを未然に防ぐ必要があるとき又は当該指示処分若しくは営業の停止を命ずる場合の実効性を担保するために必要なときは、当該法令違反行為の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても指示処分を行うことができるものとする。

(指示処分の基準)

第4条 指示処分を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 比例原則にのっとり行うこと。
- (2) 営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (3) 法令違反行為と関連性のある内容とすること。
- (4) 1回の違反について1回行うものとする。

(指示処分の手続)

第5条 指示処分は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第112条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うものとする。

- 2 指示処分を行う場合は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を当該営業者に交付の上、弁明の機会を付与するものとする。

(指示処分の内容)

第6条 公安委員会は、指示処分を行う場合において、当該法令違反行為を直ちに解消させることが困難であると認めるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設け、及び必要に応じ、違反態様の解消方法を盛り込むものとする。

- 2 公安委員会は、将来において同種の違反が行われることを防止するため、履行期間の設定その他の指示処分を行うものとする。

- 3 公安委員会は、法令違反行為の状況に応じ、前2項の指示処分を併せて行い、善良の風

俗の保持等に資するものとする。

4 公安委員会は、2以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者について、一の営業所に関して行われた法令違反行為を処分事由として、他の営業所についても指示処分を行う場合、当該指示処分の内容を一の営業所について行うものと必ずしも同一とする必要はなく、個別の事情に応じて決定するものとする。

(指示処分の確認)

第7条 公安委員会は、指示処分を行った後は、当該営業者が指示処分の内容に違反していないかどうかを確認するものとする。

(指示処分と他の行政処分との関係)

第8条 公安委員会は、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は店舗型性風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は、指示処分を行わないものとする。

(措置命令)

第9条 措置命令は、法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反する行為を認めた場合に行うものとする。

(措置命令の基準)

第10条 措置命令を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 比例原則にのっとって行うこと。
- (2) 映像送信型性風俗特殊営業を営む者にとって過大な負担を課さないものとする。
- (3) 法令違反行為と関連性のある内容とすること。
- (4) 1回の違反について1回行うものとする。

(措置命令の手続)

第11条 第5条の規定は、措置命令の手続について準用する。

(措置命令の内容)

第12条 第6条の規定は、措置命令の内容について準用する。

(措置命令後の措置)

第13条 公安委員会は、措置命令を行った後は、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者が措置命令に違反していないかどうかを確認するものとする。